

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 R5安代～碓ヶ関間橋梁補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答																																																			
1	<p>検査路について御公表いただいている図面は標準図のみとなっており、ブラケットの基数、梯子部の箇所数、部分又は全撤去なのかの別、下部工又は橋軸方向への設置なのかの別等、詳細が不明です。詳細図等の追加資料はご提供いただけるのでしょうか。</p>	<p>検査路の設置箇所は、橋梁下部工を対象としており、既設の検査路は全て撤去となります。対象橋梁毎の数量は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>戸鎖橋（上り）</td> <td>ブラケット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>居熊井橋（上り）</td> <td>ブラケット</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>居熊井橋（下り）</td> <td>ブラケット</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>笹の渡橋（下り）</td> <td>ブラケット</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦梯子</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>歌内川橋（上り）</td> <td>ブラケット</td> <td>5基</td> </tr> <tr> <td>太田谷地橋（下り）</td> <td>ブラケット</td> <td>2基</td> </tr> </table> <p>上記については、交付図書を訂正予定であるため、後日、訂正公告をご確認下さい。</p> <p>なお、橋梁毎における検査路の設置位置及び構造詳細は、契約締結後、現地調査の結果に基づき発注者・受注者双方にて協議の上決定します。</p>	戸鎖橋（上り）	ブラケット	2基	居熊井橋（上り）	ブラケット	3基	居熊井橋（下り）	ブラケット	11基	笹の渡橋（下り）	ブラケット	11基		縦梯子	1基	歌内川橋（上り）	ブラケット	5基	太田谷地橋（下り）	ブラケット	2基																														
戸鎖橋（上り）	ブラケット	2基																																																			
居熊井橋（上り）	ブラケット	3基																																																			
居熊井橋（下り）	ブラケット	11基																																																			
笹の渡橋（下り）	ブラケット	11基																																																			
	縦梯子	1基																																																			
歌内川橋（上り）	ブラケット	5基																																																			
太田谷地橋（下り）	ブラケット	2基																																																			
2	<p>排水管について御公表いただいている図面は標準図のみとなっており、曲管、チーズ管、支持金具及び伸縮管の基数及び、直管部の延長等詳細が不明です。詳細図等の追加資料はご提供いただけるのでしょうか。</p>	<p>対象橋梁毎の排水管の数量は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>谷地中橋（上り線）</td> <td>支持金具</td> <td>15基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸縮継ぎ手</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直管</td> <td>24m</td> </tr> <tr> <td>戸鎖橋（上り線）、（下り線）</td> <td>支持金具</td> <td>8基、8基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸縮継ぎ手</td> <td>4個、4個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直管</td> <td>10m、10m</td> </tr> <tr> <td>居熊井橋（上り線）、（下り線）</td> <td>曲管</td> <td>2個、2個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>チーズ管</td> <td>1個、1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支持金具</td> <td>14基、3基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸縮継ぎ手</td> <td>12個、6個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直管</td> <td>17.6m、12m</td> </tr> <tr> <td>笹の渡橋（上り線）、（下り線）</td> <td>支持金具</td> <td>1基、2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸縮継ぎ手</td> <td>2個、4個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直管</td> <td>1.6m、2.8m</td> </tr> <tr> <td>歌内川橋（上り線）</td> <td>支持金具</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伸縮継ぎ手</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直管</td> <td>1.2m</td> </tr> </table> <p>上記については、交付図書を訂正予定であるため、後日、訂正公告をご確認下さい。</p> <p>なお、橋梁毎における排水管の設置位置及び構造詳細は、契約締結後、現地調査の結果に基づき発注者・受注者双方にて協議の上決定します。</p>	谷地中橋（上り線）	支持金具	15基		伸縮継ぎ手	6個		直管	24m	戸鎖橋（上り線）、（下り線）	支持金具	8基、8基		伸縮継ぎ手	4個、4個		直管	10m、10m	居熊井橋（上り線）、（下り線）	曲管	2個、2個		チーズ管	1個、1個		支持金具	14基、3基		伸縮継ぎ手	12個、6個		直管	17.6m、12m	笹の渡橋（上り線）、（下り線）	支持金具	1基、2基		伸縮継ぎ手	2個、4個		直管	1.6m、2.8m	歌内川橋（上り線）	支持金具	1基		伸縮継ぎ手	2個		直管	1.2m
谷地中橋（上り線）	支持金具	15基																																																			
	伸縮継ぎ手	6個																																																			
	直管	24m																																																			
戸鎖橋（上り線）、（下り線）	支持金具	8基、8基																																																			
	伸縮継ぎ手	4個、4個																																																			
	直管	10m、10m																																																			
居熊井橋（上り線）、（下り線）	曲管	2個、2個																																																			
	チーズ管	1個、1個																																																			
	支持金具	14基、3基																																																			
	伸縮継ぎ手	12個、6個																																																			
	直管	17.6m、12m																																																			
笹の渡橋（上り線）、（下り線）	支持金具	1基、2基																																																			
	伸縮継ぎ手	2個、4個																																																			
	直管	1.6m、2.8m																																																			
歌内川橋（上り線）	支持金具	1基																																																			
	伸縮継ぎ手	2個																																																			
	直管	1.2m																																																			

3	橋台部の補修について、胸壁のコンクリートは つり工は狭隘部の施工となり橋面上より伸縮 装置の撤去を伴う特殊工法が必要となる可能 性があります。その際、変更協議の対象として いただけるのでしょうか。	現地における狭隘部での施工条件により、特殊工法 が必要と監督員が判断した場合は、変更協議の対象 とします。
---	--	---